

令和2年度

東大和市地域福祉審議会会議録

第1回 地域福祉部会

令和2年7月15日

東大和市福祉部

○J委員 それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

議題の1です。第六次東大和市地域福祉計画の骨子案について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（武村庶務係長） 福祉推進課の武村でございます。

それでは、事務局から説明のほうをさせていただきます。着座にて説明のほうをさせていただきますと思います。

今年度は計画改定の年度でございます。第1回の地域福祉部会では、まず第六次地域福祉計画改定のための構成を決める骨子案を事務局で作成しましたので、こちらを議題として本日審議していただきたいと思っております。

なお、細かい説明はこの後の事務局からの説明の後に、委託事業者ぎょうせいから説明をさせていただきますが、その前に今回の改定の核となる部分をまず事務局から説明させていただきますと思います。また、今後の地域福祉計画策定までのスケジュールは、次第の2でご説明させていただければと思っております。

まず、骨子案の説明でございますが、今回の改定では、計画の大きな改定の核となる柱として3つを掲げさせていただきます。

まず1つ目の改定の柱としましては、社会福祉法の改正により、今回の改定から地域福祉計画が他の福祉計画の上位計画になることでございます。

資料1の6ページをまずお開きください。

こちら、(1)で「計画の位置づけ」ということで、図面のほうございますが、こちら概念的には、地域福祉計画がほかの福祉計画の上位となる概念は、この図のイメージのとおりとなります。

次に、資料1の8ページをお開きください。

ここでは、地域福祉計画が上位計画となるために、今までの地域福祉計画では取り扱わなかった他の福祉計画の理念を載せ、地域福祉計画が上位計画として包括することを示しています。

次に、資料1の28ページ目をお開きください。

こちら、表題では3の「基本目標」とありますが、今回の地域福祉計画では、他の福祉計画の理念を実現する方法として、新しく、今までの計画にはなかったこちら基本目標の中で、(1)「地域共生を目指す健康福祉の総合的な推進」ということで、こちらを新規に立ち上げています。

右の29ページ目をご覧ください。

基本目標中の(1)「地域共生を目指す健康福祉の総合的な推進」ということで、こちらに連動するほかの計画に関する取組項目を新たに新規で掲げることで、ほかの福祉計画の理念の実現を地域福祉計画の中で具体的に目指していけるようにしております。

続きまして、2つ目の改定の柱でございますが、今回の計画改定の中で、地域福祉計画

の中に従来にはなかった「東大和市成年後見制度利用促進基本計画」を入れた形で計画を策定することでございます。

こちらは、資料1の35ページ目をお開きください。

35ページ目以降に、こちら成年後見の基本計画のほうを書かさせていただいておりますが、まず、成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方を保護するための制度でございますが、今後、認知症高齢者やひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれる中、本制度の計画の利用の必要性は高まっていくと考えられます。しかし、現在の成年後見制度の利用状況は、認知症高齢者の数に比較すると著しく少ない状況です。このため、国は平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を策定し、区市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることを明示しております。

これらのことを踏まえまして、市では、地域での福祉サービスの連携に向けて、地域福祉計画と一体的に「東大和市成年後見制度利用促進計画」を地域福祉計画の中で現有する形で策定し、その他の福祉計画との整合・連携を図りたいと思っております。

最後に3つ目の改定の柱でございますが、第五次の計画までであった取組項目については、基本的には第六次地域福祉計画に引き継ぐものとし、特に今回の改定では「地域共生社会」をキーワードに、各課に各課が持っている地域福祉の課題について、その取り巻く状況の変化等を鑑みまして、第六次地域福祉計画のほうに引継ぎをしたいと考えております。

なお、8月を目途に各課の取組項目の改定のための調査を行い、中間案までにはそちらを踏まえた内容のものをこの計画の中に入れていきたいと考えております。

それでは、ここからは骨子案の詳細について、委託事業者ぎょうせいから説明をさせていただきます。

なお、今回の説明は、第六次地域福祉計画の計画構成のための骨子をどのようにするかということでございまして、個々のページの細かい内容や表現等は、今後関係する計画や関係する各課と詰める予定でございまして、内容が未確定であったり、今後調整していくことがありますことをご承知いただき、ここでは大きな第六次計画の骨格を決めるための目次や構成等の骨子をどうするかということで、こちら事務局と委託事業者で作成したものでございますので、その観点から地域福祉部会の方に意見を頂戴できればと思っております。

それでは、骨子案の詳細について、委託事業者ぎょうせいから皆様にご説明させていただきます。

ぎょうせいのV研究員、よろしく申し上げます。

○ぎょうせい（V） こんばんは。ぎょうせいのVでございます。今年度もよろしくお願いたします。

では、骨子案のほうを、すみませんが座って説明させていただきますので、よろしくお

願いたいします。

それでは、今の事務局様からのご説明と前年度から今までいろいろなところを委員の皆様に見てきたことなども併せまして、骨子案のほうを説明させていただきたいと思います。

まず初めに、資料の3、A3の縦書きのものでございますが、「計画策定に向けた現状と課題の整理及び新計画の構成について」をお願いしたいと思います。

最初から申し訳ないのですが、1行目、ちょっと誤字がございましたので訂正させていただきます。

「平成29年6月交付」の「交付」を「公布」のほうに修正させていただければと思います。

あと、現状の、上の地域福祉計画の「見直しのポイント」のところでございますが、「都の方向性」の少し上、1行上ですね、「自殺対策、虐待防止、子どもの貧困対策、再犯防止対策」とございますが、「再犯」でございますので、すみません、修正させていただきます。ありがとうございます。申し訳ありません。

では、そちらを踏まえてということで、「見直しのポイント」というところを見ていただきたいと思います。

まず、社会福祉法の改正、そしてその方向性について概略を説明させていただきました。この改正は、このところの社会福祉法の動きでは、非常に大きなところでございまして、毎年のように少しずつ改正が入ってきているというような状況でございます。

主なところでは、やはり大きかったのが、この図にもございますけれども、「ニッポン一億総活躍プラン」が出て、「働き方改革」というような言葉も出てきたところでございますが、それ以上に介護の環境整備や子育ての環境整備、また、介護離職をなくするというような動きがニッポン一億総活躍の中でも大きな課題となってきておまして、福祉のいろいろな分野に大きく影響が出てきているというようなところでございます。

そして、その中で、この前からも少し言葉としてはお耳通しいたしているところかと思いますが、「我が事・丸ごと」というような言葉が出てきて、「地域共生社会」というような言葉も出てきました。国はそのための本部を設置して、いろいろな取組を進めてきているところでございます。地域における住民さんたちが課題解決をする力を強めてもらおうというようなところ、また、相談支援の体制をもっとよくしようというような動きが出てきているところでございます。

先ほども新しい施策、基本目標の中に、「地域共生」という言葉が入ってきていたかと思いますが、この実現が非常に大きな課題、もう喫緊の課題になってきているというようなところがお分かりいただけるのではないかと思います。その背景には、ここにもありますけれども、介護と育児の両立が大変だったり、障害を持った子供さんとその親が高齢化してきているとか、いろいろな課題が表面化してきているというような状況があるからではないかと思われま。

平成29年には地域共生社会の実現に向けた具体的な工程が示されまして、地域課題の解決力を強化する取組として地域福祉計画の充実が掲げられたところでございます。これに合わせて、社会福祉法も補充したり、改定したりというような動きが出てきているところでございます。

地域福祉計画の策定は、自治体さんの努力義務になりまして、各都道府県の自治体さんでもつくるというような動きになってきております。また、先ほど事務局のほうからも説明があったように、関連計画よりも上位計画にウエートを置いてきたというようなところで、位置づけも補充されたというふうな状況がございます。

今年も令和2年6月に社会福祉法の改正がされておまして、その中では、さらに地域共生社会の実現のための改正とも言われておりますので、これに敏感に対応していくというようなところが大事なところになってきております。このような動きから、市とされまして、これまでの地域福祉計画の取組を踏まえ、改定していく必要があるというような視点になってきております。

下段にもありますように、近年の人口の動き、この前の1月で人口が8万5,301人、高齢者人口は2万3,000人を超えたところでございます。高齢化率も27%になってきているというような状況が実情として出てきております。また、第五次の取組の中で、「は～とふる」が開設されたりというような、これまでの市の動向というようなところもちゃんと踏まえて次期計画を考えていく必要が出てきているというような状況になっております。

そしてまた、第五次の地域福祉計画の進捗状況なども、これまでも部会の皆様にご協議、点検いただいたところがございますが、これを踏まえた取組が必要になってきているというようなところがございますので、このことを踏まえて、次の計画への背景というようなところで考えさせていただければよろしいのではないかと思います。

下段の右のほうにはアンケートの結果なども。そして、下段のほうでございますが、左側に市の状況を少し入れさせていただいております。人口のことであったり、これまでの動き、そして施策の点検というようなところも、これまでの部会で見てきていただいたところではないかと思います。

そして、右側につきましては、この前報告させていただきましたアンケートの結果を、少しかいつまんで入れさせていただいたものになっております。地域の皆さんの暮らしやすいと思っているというようなところ、また、地域に心配事があるというようなご意見も出てきていたようなところがあったかと思いますが、このような調査の結果で、地域の課題というようなところも見えてくるのではないかと思います。

それを踏まえまして、施策の全体を補充していこうというようなところになっておまして、この骨子のほうが出来上がってきているというような流れになってきております。ですので、前年度から連続した動きになってきておりますので、前出てきたご意見だった

り、アンケートの結果だったりをちょっと何か思い出していただきながら、次の計画を考えていただければよろしいのではないかと思います。

資料の、すみません、2につきましては、左側に第五次の現行の計画の目次案、そして右側に次の計画となります第六次の目次構成を、対比するような形で今検討しているものを入れさせていたっているところでございます。

第五次から第六次になったようなところでは、第5章、成年後見制度の利用促進基本計画が新しく入ってくるというところも、先ほど事務局様からご説明があったところでございます。そして、第4章、基本計画でございますが、基本目標の1番が新しく追加していきたいという今考えで、今回の骨子をつくらせていただいたところになっております。このような補充や改定をさせていただきながら、次の計画のほうをご検討いただければと思っております。

では、具体的な中身のほうに移らせていただきたいと思っておりますので、資料の1番、この冊子のほうをお願いしたいと思います。

ではまず、目次のほうを1枚めくっていただいて見ていただければと思っております。

今見ていただきました資料の2と同様のものになっておりますが、第4章の基本計画というところでは、第4章以降でございますが、今イメージというような形でご提示をさせていただいているところでございます。現段階では見込みでちょっと入れさせていただいているというところ、また、こういうものが入ってくる、想定されるというようなことも例示させていただいている状況になってきております。

また、第五次の表現や文言で変更になってきているという中身もございまして、そのようなところも中身のほうでは改定、更新をさせていただいているところがございます。今後、関係課と取組項目なども検討してまいりますので、またそこで修正や補充、改定などが出てくるかと思っておりますが、現段階での骨子のイメージというところで見いただければと思っております。

では、中身のほうをお願いしたいと思います。

第1章の総論でございます。こちらは計画の背景や本計画の位置づけが主な内容となっております。そして、1番、2番、3番がございますけれども、2番、3番では、計画の中での地域福祉計画の改正などにも示させていただいているところがございます。

2ページ目のほうがそちらの主なところになってまいります。地域福祉計画の動向ということで、今回の改正についてでございます。

2040年を見据えた地域共生社会の実現というふうな言葉が出てきているところがございます。2025年がもうすぐなんでございますが、団塊世代が後期高齢者に入ってくる年度というふうに言われております。それよりも先、2040年とは申しますと、団塊ジュニアが高齢者になる頃ということで、そこでまたもう一段高齢化が進むというところが想定されているところがございます。このような中長期的な視点も持って、この

計画も考えていく必要があるということで入れさせていただいているものになっております。

3 ページのほうを見ていただきたいと思います。

上段のほうに重層的な支援体制の整備事業というようなことで、これは厚労省の資料から少し抜き出させていただいたところがございますが、このような図を入れさせていただいております。ちょっと小さいんですけども、右側のほうに、高齢者、障害者、子供という対象が出ておりますが、対象ごとで考えていくのではなく、属性や世代を超えて、いろいろな相談があったり、困り事があったりというふうなところも出てきているかと思えますので、そういうものも考えていこうというようなことが新たに方針として打ち出されたところがございます。先ほどの資料3にもちょっと入れさせていただいておりますけれども、子育てと介護の両立であったり、8050問題だったり、いろいろ課題が多様に重なってきているという状況に対応していくというようなところが、必要性が出てきているというようなことが考えられるところではないかと思えます。

では、4 ページ目のほうを見ていただきたいと思います。

こちらは国の社会福祉法の中で地域福祉計画がどういうものになったかというようなところと、東京都の地域福祉の支援計画というようなところも新たに位置づけられてきているところがございますので、これを踏まえ、東大和市の地域福祉計画と、社会福祉協議会で推進していただいております地域福祉活動計画が、車の両輪になって地域福祉を進めていくというようなことをポイントとして挙げさせていただいているところがございます。

そして、その地域福祉を推進していくためにということで、5 ページ目のほうでございますが、(3)で、自助、互助・共助と公助のこの図を入れさせていただいております。これは、互助が新しいというわけではないんですが、互助という言葉も打ち出していこうということで入れさせていただいているもので、自助、そして互助と共助、公助が循環してもいいと思いますし、組み合わせさってもいいと思うんですけども、そのようなところで推進していく力になっていくのではないかとということで、入れさせていただいているところがございます。

では、続きまして、2番、6 ページ目以降になりますが、位置づけのほうを見ていただきたいと思います。

先ほど事務局様から説明があったとおりでございますけれども、地域福祉計画が上位的な位置づけになったということと、各健康福祉分野の計画を横断的につなぐという意味もあり、このような図にさせていただいているところがございます。共通する課題に横断的に対応する計画になってきたというようなことと、地域福祉活動計画とも連携して推進していくということが分かればということで、このような図にさせていただいているところがございます。

そして、先ほども7 ページ、8 ページ、9 ページあたりでご案内があったところござ

いますが、各健康福祉分野の内容、また方向性について、本計画の中でも捉えていく必要があるということで入れさせていただいているところでございます。

8ページ、9ページもそうなんですが、現行の高齢者、そして障害者、子供、あと健康の項目を入れさせていただいているところでございます。今、各部会で骨子のほうのご検討が始まってきているところでございますので、各課と調整して次の計画のほうに更新していくというようなところにもなるかと思いますが、大きな目標とすると、方向性として似てきているところもあると思いますので、このような形で今回はご提示をさせていただいているところでございます。今後、各課と内容のほうを調整して、また新たにご提示させていただければと思うところでございます。

では、10ページ目のほうをお願いしたいと思います。

(3)の上段でございまして、本計画に盛り込む施策というところでございます。

先ほど、事務局様から改定の柱の2番目で説明があったところでございますが、成年後見利用促進基本計画の内容を今期の地域福祉計画の中に盛り込むということをおの中にも入れさせていただいているところでございます。これまでも、生活困窮の自立支援制度が始まったり、災害時の要支援者の対策も地域福祉計画に入れようというような動きもあったところでございますが、それらも踏まえ、今期はさらに成年後見制度の利用促進の内容をおの中での5章のほうに入れる計画をさせていただいて、計画策定を進めさせていただきたいと思っております。

そして、下段の3番でございまして、福祉計画の各分野の計画と期間について入れさせていただいているところでございます。

11ページ目の表のほうの方が分かりやすいかと思いますが、3段目が地域福祉計画、この計画になります。色がかかっているところになりますけれども、第六次計画は令和3年から6年間の計画で予定をさせていただいているところでございます。高齢者の計画や障害者の計画は3年ずつで見直す法定計画としてとなっておりますのでそのような修正、また、基本構想や基本計画の改定なども踏まえ、このような計画期間で設定をさせていただきたいと思っております。そしてですけれども、6年間のうち、中間のあたりで中間報告というような形で、そのような改定や変化の動きにも対応していきたいというようなこともご計画いただいているところでございます。

そして、12ページ、13ページ目のほうをお願いしたいと思います。

こちらは、今回の第六次の計画の中で少し補充させていただいたところでございますが、策定の体制、そして、計画推進の方向性と併せまして、(3)番、10ページになりますけれども、「地域福祉を担う主な推進主体の役割」というような項目を補充させていただいているところでございます。地域の課題を地域の力で解決していくことも非常に重要なところでございますので、そのようないろいろな多様な主体というようなところで、役割も少し明示させていただければよろしいのではないかと考えておまして、このような

状況で13ページ目を補充させていただいております。

では、続きまして、第2章のほうを見ていただきたいと思います。

こちらは先ほど資料の3で箇条書にしていたところでございますが、市の現状を少しおまとめさせていただいたものでございます。近年6年間の動きを主に整理をさせていただいております。

人口のこと、14ページ目、15ページ目のほうに触れさせていただいております。15ページ目のほうの人口ピラミッドを見ていただきますと、今の人口構成がお分かりいただけるところではないかと思っております。先ほど2040年というようなお話もさせていただいたところでございますが、40代、40代後半、50代というような年齢層、多くなってきているのもお分かりいただけるところではないかと思っております。そして、アンケートの中で、30代や40代の方たちの、住みよさというんでしょうか、そのようなところも今後も住み続けたいというようなご意見も多く出てきていたところでございますので、やはり2040年を少し意識した計画の内容というようなところも視点として大事なところではないかと思っております。

また、16ページ目のほうでは、地区別の人口なども入れさせていただいているところでございます。地区別の人口、そして地区別の高齢者数なども入れさせていただいているところでございます。このあたりにつきましても更新していく内容もあるかと思っておりますが、現段階で集められるところを入れさせていただいております。

17ページ目のほうでは、介護保険の要支援、要介護認定者数の動き、こちらでも少しずつ認定者の人数、堅調に増加してきているというような状況もあるかと思っております。

また、次のページの18ページ目のほうでは、障害者手帳をお持ちの方の人数なども今回補充させていただいているところでございます。

あと、18ページ、19ページ目のほうですが、生活保護の受給状況、また、生活困窮者の自立支援に関する相談件数などもこの中に盛り込ませていただいているところがございます。今後、更新する部分があるかと思っておりますが、現状ということで見いただければと思います。

続きまして、20ページ目のほうをお願いしたいと思います。

こちらは、5番ということで、地域福祉計画に関するアンケートの調査結果でございます。この前の部会の中でもご報告した部分が主立ったところになってきております。

21ページ目のほうを少し見ていただければと思います。

下段の表でございますが、区域ごとで困り事を整理させていただきました。どこの地域におかれましても、地域の防犯・防災などの安全面が不安だというようなご意見も挙げられてきたところがございます。このようなところも地域の課題ということで見いただければと思っておりますし、このような課題をどういうふうに考えていくかというようなところも、この計画の中で非常に重要なところになってくるかと思っております。この前、ご報告

させていただきました内容が主立ったところになっておりますので、またその部分、お目通しいただけるとありがたいかなと思います。

それでは、第3章のほうを見ていただきたいと思います。

27ページ目のほうになっております。

先ほど、少しご説明があったところかと思いますが、この27ページ目からの第3章がこの基本、市の状況などを見てつながってくる部分、目標や理念を示している部分というようなところになってくるかと思いますが。

1番の中では、27ページ目の上のほうでございますが、基本的な考え方ということで、地域福祉の推進ということが、いろいろな分野にまたがって非常に重要になってきているというようなこと、また、市の健康都市宣言の中でも、社会的に孤立しないようにすることも考えていこうということとも深く関連しておりますので、このような視点で取り組んでいきたいというようなことを入れさせていただいております。

下段には基本理念ということで、第五次からの継続した理念になるかと思いますが、「人と地域が つながり支え合う 安心 安全 あたたかいまち」というようなことを理念として掲げさせていただきたいというようなことも入れさせていただいております。先ほどのアンケートの中で、安全面のことが各地域の中の困り事でも多く出てきたところでございますので、安全だったり、安心という言葉、この言葉の使い方もあるかと思いますが、このあたりがキーワードとして挙げていけるところではないかと思っております。

先ほども見ていただきましたが、28、29ページ目のほうをお願いしたいと思います。

3番のほうでは基本目標ということで、今回は第1から第5の目標を入れさせていただいているところでございます。先ほどもご説明がありましたように、(1)「地域共生を目指す健康福祉の総合的な推進」を新たに新設させていただきたいと思っております。それは、先ほどご説明もありましたように、地域福祉計画が上位計画になったということと、いろいろな計画をつなぐことというようなところで、この(1)番を新たに新設させていただければと思っております。

そして、(2)、(3)、(4)、(5)につきましては、継続する部分もあるかと思いますが、例えばなんですけれども、(2)で包括的な支援体制というような言葉も出てきております。また、(3)では、住民参画ということで、第五次のときからもう一步踏み込んだ形での基本目標のほうを検討させていただければと思ひまして、このような項目を仮設定させていただいております。

このようなところで柱ができてきて、その中にどんな項目が入ってくるかというようなところになります。そちらについては29ページ目の体系図のほうを見ていただきたいと思ひます。

取組項目につきましては、各課との内容調整もあるかと思ひますので、今、案の状態

ございますが、主にこのような内容がこの5つの目標の中に盛り込まれてくるというようなイメージで見ていただければと思っているところでございます。そちらが先ほど事務局様のほうからご説明があったように、8月ぐらいをめどに各課と取組内容の改定などの調査を行い、中間案までにまとめていきたいというような内容で、今検討をしていただいているところになります。

ということで、30ページ目から第4章、基本計画、そして、先ほども見ていただきました、35ページ、第5章では、成年後見利用促進計画や、第6章、計画策定のためというようなどころもありますが、主立った項目を入れさせていただいている状況になっておりますので、このようなイメージでできてくるんだなというように見ていただければと思っております。

今回のこの部会につきましては、主に3章までの中で基本的な考え方がどうか、もうちょっとこういうことを考えるべきではないかというようなどころ、また、基本目標についてもいかがかという骨格的なところを委員の皆様にご意見いただき、補充や修正をして次の中間まとめのほうに持っていきたいと思っておりますので、ご協議のほうをよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○J委員 ありがとうございます。

それでは、第六次東大和市地域福祉計画の骨子案について、事務局及びぎょうせいさんのほうからご説明が終わりましたので、皆様のご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

お名前を先にいただいております。ボリュームがありますし、説明も長かったので。

○H委員 Hと申します。

3点ばかりご質問がございます。

まず1点目が、障害福祉の障害の害の字なんですけれども、これを漢字でなくて我々は平仮名を使っているんですよ。この辺はいかがでしたらよろしいでしょうか。統一したいんですけれどもね。今は障害の害は、市役所のほうもそうでしたね、平仮名でしたけれども。

○事務局（嶋田福祉推進課長） 福祉推進課、嶋田ですが、組織上は障害福祉課という課がございます、こちらは今、うちとしてはいわゆる「害」という漢字を使っているということです。その辺のところの考え方が市の中で特に統一されてというようなことでないと、組織上、字としてはまだ平仮名を使っていないみたいですね。

○H委員 参考に民生委員なんかの場合も、障がい福祉部会という部会があるんですけれども、それは都民連の関係で東京都から下りてきていると。それは全部平仮名の表示です。

○ぎょうせい（V） そうですね、はい。

○事務局（嶋田福祉推進課長） ちょっとそのあたりの考え方も、今、H委員、ご指摘もありますので、やはり今後、市として、組織の議論とはまた別として、例えばこういう計画の冊子なんかではそういう配慮したというか、平仮名を使うとかということもあってはいいかなと思っておりますので、そのあたりも、きちんとこの計画の中で整理はしたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

○H委員 2点目ですけれども、先ほど、私お話ししましたけれども、8ページ、9ページ見ていただけますか。

8ページが一番上の、その中の「安心 安全」というところね。9ページもそうしましたら、一番上の升の中の基本目標の3「子育てしやすい安全・安心」、これは冊子ができておりますけれども、この辺のところの整合性がちょっと、どっちが安全なのかな、安心なのかな、その辺を統一していただきたいなと思うんですよ。これ、随分直すようになりますけれども、この辺はね。

3点目なんですけれども、27ページの「2 基本理念」のところの「人と地域が つながり支え合う」というところですね。人と地域が何をするのっていう感じで、つながりをつけたほうがよろしいんじゃないですか。「人と地域がつながり」で、点はないんですけれども、「支え合う」というような形で分けたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですけれどもね。私ちょっと考えたのは「人と人とがつながり 共に支え合う 安全 安心 あたたかいまち」なんて自分で考えてみました。

以上、安心、安全の体系と、先ほどの文章のほうで、地域に不安があって防犯関係の何か具体的なアンケートで、関心があるとおっしゃっていましたね。やっぱり安全が先なのかなと思ってみたりします。安全を心で感じて安心とを感じるか。そんなところでございます。

以上です。

○J委員 ありがとうございます。

今3点、ご意見いただきました。後ほど事務局さんのほうで、私見等も含めよろしいですか。

○事務局（嶋田福祉推進課長） そうですね。今、貴重なご意見いただきましたので、実は安全・安心、安心・安全というところの言葉の部分が、先ほどご紹介がありました、子ども・子育てに関してなんですが、この中での使い方、また、地域福祉計画の中での使い方、それと私も今、庁内で部会に参加しておりますが、いわゆる基本計画、総合計画の策定の中でもご意見いただいたりしているというケースもございます。それぞれの立場というか部署というか、そういったところによって、どっちを先に来るかというようなところがいろいろ立ち位置によっても変わるようなところもあるようでございますので、その中で、地域福祉計画としてどのような立場に立ってこの言葉を、あまり言葉遊びにならないような形で、こういった考え方でこういう言葉を使っていますよというようなところも含

めて、ご意見いただきましたので、そのあたりのところは検討していきたいと。

それから、1点目につきましては先ほど申し上げたとおりです。3点目の資料1の27ページの部分です。そういったところのご意見の中で、基本理念のところですけども、こういったところも今後皆様からご意見いただきながら、大事なところだと思いますので、しっかりこれがいい形で皆さんに浸透できるような形の、どんな文言がいいのかという含めまして、今後細かいところですけども、検討の材料にしていきたいというふうに思っております。

以上です。

OJ委員 ありがとうございます。

ほか、皆様、ございますでしょうか。お願いします。

OS委員 Sです。

第5章とも多少関係してくると思うんですけども、20ページに地域福祉計画に関するアンケート調査結果というのが紹介されているんですが、これを見ていくと、ここにアンケート調査結果が唐突に入ってきているという感じを持ったんです。アンケート調査でアンケートをやりましたのでそれを紹介する、あるいはその結果を反映するというのは非常に重要なことでいいと思うんですが、さっきの説明だと、これはまだたたき台で、これにいろいろほかの課の意見等も踏まえて、より完璧な部分にするということですから、素案としてぱっとここに入れたということかもしれませんけれども、これを見ますと、ここに何か唐突に入ってきている感じがするのと、なおかつアンケート自体は約50項目弱あったと思うんですが、そのうち7項目だけ紹介するということ、ここでは。その辺の整理が、この計画をつくるに当たって必要な項目だけ抜き出して、あるいは関係のある項目だけ抜き出すとこうなっていますというような形で紹介するなりであれば分かると思うんですが、少なくともここに出ている限りでは、一市民としての感覚からすると、あれ、何でここに調査結果がぽっと出てきたんだろうなというような感じを持ちました。ですから、アンケート調査自体は別途市民の目に触れるようにして、福祉計画との関係でどうなんだということを少し説明されるなり、あるいは抜き出した項目はこういう関係で抜き出したんですというようなことも説明があつてよかつたんじゃないかと。

それと、アンケートと関係するんですけども、東大和市成年後見制度利用促進計画の章を独立した章として今回設けられた。このアンケートのときも非常に重大な、今後重要になるので、アンケートの中でもそれなりの比重を持ってアンケートをしましたというような説明だったと思うんですが、それならそれで、今後詳細は詰めるんでしょうけれども、アンケートの、仮にこの計画をつくるに当たって反映させるのであれば、成年後見制度についてのアンケートの紹介がこちらの第5章のほうにあってもいいのではないかと。あるいは第5章のほうになくても、先ほどの22ページ、21ページ等のところで成年後見制度の紹介があるのでは、それはまたそれと別なんです、それが22ページ以降はないの

で、成年後見についてのアンケート、これの36から41までやられたのであれば、それを多少、その結果を説明する説明しないは別にして、その趣旨がどういう形でこの計画に関わっているのかというところは、説明されるとは思いますが、説明があってしかるべきかなという意見を持ちました。

以上です。

○J委員 ありがとうございます。ぎょうせいさんのほうでも、何かそのあたりの考え方も示していただければありがたいんですが。

○ぎょうせい(V) 地域福祉のアンケート、皆様にご協力いただきまして、いろいろな分野にわたる質問をさせていただいていただけたと思います。

前段で入れさせていただいたところは、本当に全体的なところかと思いますが、そちらのほうの使い方というようなところも少し検討が必要かと思いますが、今、イメージで見ていただきました第4章、そしてご指摘のありました第5章のほうにも、具体的に関係する項目をアンケートでも聞いておりますので、この基本目標の中でも活用させていただける内容かと思いますが、成年後見については本当に5章のために聞いている部分も多うございましたので、そちらの5章の中でも、またアンケートの結果を踏まえての状況や課題というようなところにもつながってくると思いますので、そちらの中でもご意見を活用させていただければと思います。

○事務局(幟立主事) 成年後見担当の幟立でございます。よろしくお願いいたします。

今ちょうどS委員からも第5章、成年後見制度のところ、指摘といたしますか、ご意見いただいておりますので、成年後見担当ということで、どのようなことで考えているかということの説明させていただければと思うんですけども、S委員、おっしゃっていたとおり、この前段階のところのアンケートには、成年後見、アンケートの結果、載ってきていないところではあるんですけども、この形で成年後見、第5章で独立しているという中で、具体的には、第5章の中でも、1番、2番、3番ということで小項目を設けさせていただいているところではあるんですけども、1番の中の(5)でございます東大和市の状況というところと、そのアンケートの結果、絡めるような形で出していきたいと考えています。ページ35ページなんですけれども、東大和市の状況というところで絡めてお伝えできればと思います。この1、2、3番というのも順序立てになっていまして、そのアンケートから見えてきた状況、そこから2番に移りまして、そのアンケートから見えてきた課題、3番、その次にその課題が見つかったのでその課題を解決するためのこういった事業をやっていくのかというのを順序立ててつくっていくような形になりますので、ご指摘いただいたアンケートの件なんですけれども、こちらの中に載ってくるような形で、今、構想を考えているところでありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○J委員 お願いします。

〇〇委員 成年後見の利用というのは非常に増えているんですね。このアンケートから見ると、やっぱり家族にお願いしたいというのが比較的多い。弁護士さんとか結構お金かかるんですよ。そうしたら、法人の成年後見とかというものをちょっと組み込んだほうがいいんじゃないという気がするんですけども、もっとその制度をどのように活用できるかという部分で踏み込んだ聞き方でいけばいいんじゃないかと思っています。いや、別にそういう意見だから。そういうんじゃないと、伸びがあまり伸びていないんだよね、利用は。それをいかに伸ばすかということ、それから、それをだからどういうふうにやっていくかというのは非常に重要なので、結構若い人たち、何か関係ないから知らないというのはアンケートに出てくるので、どういうふうにかこうやって普及させるかという部分もあると思います。

〇事務局（嶋田福祉推進課長） 今のところでよろしいですか。福祉推進課、嶋田ですが。今、〇委員ご指摘のとおり、確かに実際のニーズと実際の利用率というんでしょうか、そのあたりのところがやっぱり乖離があるというのは、昨日も実は社会福祉協議会さんのほうの「あんしん東大和」の委員会、私も委員として参加して、専門員の方からのご意見なんかもいただいたんですけども、やはりどうしても、今、〇委員からご指摘あったお金の部分があって、実際、当然いろんな業としてお願いするに当たって、当然その対価として専門職の方にお金がかかってしまう、だからなかなかその利用が進んでいかないというようなところ、親族でやってもらいたいというのはまさしくその部分かなというふうに思っています。どうしてもそこでの、いわゆる本来であれば、法人後見の後見であったりだとか、そういったことも検討を我々のほうもしているんですけども、なかなかそこに行き着くまで、当然財源という問題がどうしても絡んできます。

ただ、先ほどからご議論がありますように、当然、独り暮らし高齢者、認知症の方もどんどん増えていくという状況は間違いありませんので、やはりこのところ何とかPRして、利用促進というのは、そうはいっても、私もきちっと考えていかなければいけないのかなという観点で、今回計画のほうも策定していきたい。ご意見として、失礼しました。

〇〇委員 13ページの(3)の地域福祉を担う主な推進主体の役割の中に、どういうことかちょっと分からないんですけども、国とかは社会福祉協議会と福祉団体と民生委員と、みんなこれ福祉の関係だけなんですよね。それだけだとなかなか伸びないんですよ。だから、我々は、商工会とか会社とか、関係ない人もいるけれども、それとお互いの市がやっていけば、福祉といろんな制度とか、それからさっき言った後見制度、そういういろんなことが分かる。そういうこともなるべく、ここに位置づけるのがいいかどうかちょっと分からないんですけども、もうちょっとそこを羽を広げたほうがいいんじゃないか。あまり商工会なんか関係ないと思っているけれども、お互いいろいろパンフレットもらったり、商工会で説明して理解してもらったりすると広がる部分もある。会社経営、会社とか、そういう部分はやっぱり広げないと、これから福祉そのもののあれが伸びないと思う

んですね。

やっぱり制度をとというか、福祉、こういうことがあるんだよというのを知ってもらうことが一番重要なんです。アンケート見ても、若い人はよく知らないというか、多分興味ない。結局、若い人は会社勤めで一生懸命やっているけれども、何かそういう機会に働きかけるとかしたほうがいいんじゃないですか。この近辺の中に大きい会社があれば、その労働組合に出させてもらう。自分もためになるわけですから、そういうのもやっぱりちょっと、どこに入れられるか分からないけれども、どこかに位置づけしたほうがいい。

それと、もう一つは情報で、情報をいかに発信していくかって、ネットワーク構築があるんですけども、ネットワーク構築って多分限られたところでやっているから、もうちょっと何か、さっきも商工とか会社を含めて、やっぱりそこにもいろいろ発信できるような、そういう体制をしていかないと、やっぱり理解度が高まっていかないんじゃないかと。幾らいろいろいい施策をやっても、やっぱり多くの人にこういうのあるんだと分かってもらったほうがより利用しやすい。我々とかいろいろなところに相談が来ることが一番重要なんです。もちろん市もそうですけれども。

○J委員 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

Mさん、いかがですか。ございますか、何か。よろしいですか。

○M委員 よろしいです。

○J委員 ほか、皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。お願いします。

○H委員 すみません、Hです。成年後見制度の関係で、私申し上げたことがあるんです。そのときいろいろ勉強させていただいていますけれども、キャパというか、成年後見制度たくさん、これを見ても推進しても、結局受け入れるほうの体制というのはどうなのかねと。というのは、例の司法書士さんとか、資格を持っていらっしゃる弁護士さんにしても、そういう方のキャパ、受入れの枠、そういうものというのは、例えば東大和だけじゃございませんよね。立川の管内であれば、家庭裁判所全般だっただけすごい数になりますでしょう。その辺ちょっと不安に私はいつも思っているんですよ。後見制度利用しなさい、しなさいといっても、それには何が全く、自分もそれに対して、じゃ、お金払って後見人になっていただく、その辺がどうなのかなって不安もありますし、お金多少かかりますよね。あと、対相手がどんな人か分からない、そういう部分でやっぱり家族というところが出てきてしまったってありますよね。だから、キャパというか、受入れ体制がどの辺までできるのか、その辺、何もうたっていないんで、私も読んでちょっと不安になるというところなんです。その辺いかがでございましょう。

○事務局（幟立主事） 幟立です。

今、H委員からキャパということで質問をいただいたところなんですけれども、社協さんの成年後見ご担当者さんと話とかもさせていただく中でなんですけれども、キャパとしては後見人を請け負っていただける方が不足しているということでは、今、担当者として

は話を聞いているところです。という現状がございますので、この計画の中で、どれほど具体的なことを書いていけるのかということもありますけれども、市民後見人だったりとか、あるいは先ほどO委員からいただいていた法人後見というところにも触れていくことになるのだろうなということで、担当者レベルなんですけれども考えているところでもあります。

また、H委員から今ございました、どういう人が分からないということも不安要素ということで、一回そこでブレーキがかかってしまうようなところもあると思うんですけれども、ここはやっぱり目標の1、利用支援体制の充実というところになってくるのかもしれないですけれども、広報の強化であったりとか、そういったところで成年後見がまずこういったもので、どういう人が分からないということがあるかもしれないんですけれども、市民後見人という方ももちろんそういう研修を積んで、ちゃんとした後見人の方なんだということもお知らせしていく中で、そういった不安というのも解消できるのかなというところでは考えているところでございます。

以上です。

○事務局（武村庶務係長） 私からも補足でよろしいですか。

市のほうとしましては、社会福祉協議会を通じまして、多摩地区の三士会、具体的に言いますと、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会といった、成年後見を担っていただく専門職の方との定期的な連絡会を社会福祉協議会を通じてしておりまして、随時そちらの方との意見交換等の、当然こちらの計画のほうの意見もいただきますと予定してございますので、そういったものを踏まえまして、キャパといいますか、先ほど容量といいますか、そういったものをこの計画の中で具体的に挙げることができれば良いなどは考えております。

以上でございます。

○H委員 その辺がちょっと必要かなと思うんです。

○J委員 ありがとうございます。